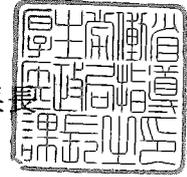


医政指発第0604001号
平成19年6月4日

(社) 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局指導課長



年金記録問題に関する周知の協力依頼について

厚生労働行政については、日頃より格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、社会保険庁の年金記録問題については、現在各方面で議論されているところですが、社会保険庁においては、この問題について、国民の皆様に広くご理解いただけるよう、別添のチラシ「あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい」を作成したところです。

つきましては、地方社会保険事務局長から貴会の各支部等に対し、会員病院等の窓口におけるチラシの備え置き等についてご依頼することとしておりますので、ご承知置きいただきますようお願いいたします。

医政局指導課企画法令係
担当：岩野健一
電話：03-3595-2194 内線2548

あなたの年金記録をもう一度チェックさせて下さい ～ 被保険者・年金受給者の皆様へ～

厚生労働省・社会保険庁

- この度の年金記録をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。
- 基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。
 - 平成9年の基礎年金番号の導入以前には、転職や転居等により、お1人が複数の年金番号を持つ場合も生じていましたが、1人1番号の基礎年金番号を用いて、年金記録の確認を簡易・迅速に行えるようにしました。
 - これまで、記録を結びつけるための照会を全被保険者に行い、また、年金の請求時にもご本人に確認してきましたが、まだ約5000万件（平成18年6月）の記録が、基礎年金番号に結びつけられていません。この未統合の記録は大切に保管されていますが、そのままでは年金支給に結びつかなくなるおそれがあります。
- 年金記録問題への新対応策を進めます。
 - 被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。ご疑問があれば、お問い合わせください。
 - 5000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。
 - 社会保険庁や市町村に記録がない場合には、領収書等の証拠がなくても、銀行通帳の出金記録、元雇用主の証言などを根拠として、第三者委員会で判断してもらう仕組みを作ります。
 - 5年の時効を超えた場合でも、全額お支払いできるようにする特別立法が国会に提出されています。

お客様からのお問い合わせには真摯に対応します

- 社会保険事務所の専用窓口にお問い合わせ下さい
- お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで
0570-05-1165
(6月25日からはフリーダイヤル0120-657830^{ロウゴノヤミゼロ})
- インターネットのID・パスワード方式による年金加入履歴の取得をご利用下さい (<http://www.sia.go.jp>)